

専決処分事項の指定について

平成20年2月21日 議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項の規定により、管理者において専決処分できる事項を次のとおり指定する。

1. 法律上、組合の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を定めること。